破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２８２号
沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平98番地
債務者　神谷　一輝
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第９７９号
埼玉県川口市大字石神1796番地　メゾン仲道Ⅰ棟―105号、旧住所埼玉県川口市長蔵３丁目12番５号　ニューシティ杉田№１―101号
債務者　加藤　敦子
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１００５号
埼玉県上尾市大字小泉298番地２
債務者　吉田　　香
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０２９号
埼玉県鴻巣市下忍4001番地２
債務者　芹澤　直子（旧姓三橋）
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０３２号
さいたま市見沼区春野２丁目３番２―901号
債務者　梅津　五郎
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２５号
新潟県長岡市西蔵王１丁目６番35号
債務者　高崎　　恵
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
新潟県長岡市芹川町2893番地
債務者　長谷川敦子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１３８号
新潟県魚沼市井口新田570番地
債務者　米山　久代
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第８３２号
さいたま市南区内谷４丁目18番３―204号
債務者　上石由里子
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９５３号
さいたま市桜区大字神田294番地５
債務者　佐々木美智子
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９８３号
埼玉県久喜市青葉１丁目２番10―403号
債務者　矢島寿美江（旧姓野地）
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９９８号
埼玉県上尾市大字瓦葺1743番地１　丸山ハイツ102
債務者　橘　　惠子（旧姓小山内）
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１００３号
埼玉県上尾市大字菅谷108番地２
債務者　野川　　徹
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０５５号
埼玉県川口市西青木２丁目４番20―506号
メゾンエビハラ、旧住所埼玉県川口市青木３丁目８番10号　四つ葉コーポ101号
債務者　佐山　徳子
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０６６号
埼玉県朝霞市仲町２丁目７番３号　ゴールドパレス朝霞402
債務者　戸川　　創
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３０６号
鹿児島県鹿児島市下荒田２丁目32番１号　新谷ビル305号
債務者　榮　　真美
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４７号
岩手県奥州市水沢区台町１番45号　メゾンカンノ101号室
債務者　千葉　真記
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
盛岡地方裁判所水沢支部